

明治の

増林村在住医師の中林真庵に関する

石井瀬兵衛の書留帳

山本泰秀

(中林真庵に関する石井瀨兵衛の書留帳・増林四四〇六の石井正男氏蔵)

以書付申上候

第二区

埼玉郡増林村

医

中林真庵

去明治八年第十二月廿六日午後第四時頃、第

三区会之谷村関根宇右衛門義私宅に罷越、

※会之谷は現在の

吉川市会野谷

西洋薬瓶三本差出し、右洋薬之薬名・能毒ヲ

※能毒：効能と毒性

相尋申候二付、睨しめと鑑定仕候所、三瓶之内

式瓶ハ瓶ノ側ニ英国横文字ヲ以テ「ストリキニー子ね

」ト記し有之候、是ハ馬錢ばせん之元素之由ヲ申聞候、※馬錢ばせん・馬錢子ばせんし(薬)

老瓶ハ無印ニテ判然相分り兼候得共、色合形容

殆おほント阿片元素「モルフェー」ナラント存候間、其旨

申聞候、乍併しかしながらうい不容易儀たがひと存候間、右品ヲ私預り

置可申旨申聞候所、何分不承引ふしやういんニて其俣帰 ※承引・承知し引き

宅被致候 受けること

右申上候通り相違無御座候也

右

明治九年二月十二日

中林真庵

副戸長

差添人 石井瀨兵衛

埼玉県第一御出張所

六等警部斎藤殿造殿

始末書

第二区埼玉郡増林村

農

名倉徳太郎

第三区会之谷村関根宇右衛門長男巳三郎義、

父宇右衛門と不和ふや「二」及び、昨八年十二月中同人弟

富右衛門異品持参之始末、御尋ニ御座候

※異品・普通ではない品

一此段私義ハ前書宇右衛門三男ニ有之候処、兄

巳之助義、鳥狘相好あい、家事向かじむまヲ怠候ニ付、

父宇右衛門より幾度ならず、相諭候ても不聞入、

(屈託)

鳥狘ニ屈沢罷在候る自然不和ヲ生じシ候義ニ

御座候

一昨八年十二月十二日と覚、弟富右衛門罷越申聞候ハ、

同日土蔵東之方壁際かきざわニ積有之候、古瓦取片付

候所、同所風窓内ニ箱一ツ有之、中相改候所、

瓶薬大巻ツ、小式ツ并馬錢薬十五程、其他焰硝えんじょう

※焰硝・火薬

之類及びヒ木綿紺無地之袋巻ツ、外ニ端紙はぢみハ

人形画にんぎょうが、侍ニ父宇右衛門と記載(載)、右人形ハ釘相打

有之候趣ヲ以、私方ハ持参ニ付、預り置、同月廿六日

父宇右衛門出頭付しゅつとせう、事情申談じやうじかたひ、右品相見候処、

同人義、増林村医師中林真庵方へ持参検査

致貨候処、右は鳥狽之為ニ相用候粟之様子ニ

見受候旨、申聞候趣ヲ以、持参候二付、私ニ於テ相預リ

置候処、本年一月中、私伯母東京高田老松

町岩沢かよ出頭之節、始末相^{はな}晰候処、同人ニ

おゐて預リ候旨申聞、持帰リ候義ニ御座候

右之通り相違不申上候、以上

右

明治九年三月十九日

名倉徳太郎
副戸長
差添人 須賀長右衛門

埼玉裁判所長

牧山七等判事殿

怪火^{あかしび}ニ付御検視願

第貳区

埼玉郡増林村
九十六番屋敷
平民医師
中林真庵

当四十年三ヶ月

※四十歳三ヶ月

右奉申上候、私居室^{まじりやう}西之方ニ、間口貳間奥行三間三尺

間切蔵^{まきりぞう}建築有之候所、昨廿一日午後第十時頃、右間切蔵

亥^い之方軒下^{のかた}以^{そだ}雑^{ぞう}雑^{ぞう}積置候所、同所^い發火候、私

※亥は北々西

雇人^{やといん}戸張半次郎^{かじつげ}欠付声立候所、隣家近辺之もの

(共々)
駈付、供々消防ニ尽力致具候ニ付、右間切蔵之

西・北・東、庇丈燃抜ケ半焼ニテ同十二時頃鎮火仕候、

右始末取糺候所、火氣無之場所も発火仕候間、

全ク怪火と奉存候間、此段御訴奉申上候、以上

右

明治十一年一月廿二日

中林真庵

隣家

鈴木幸次郎

組合

平 逸郎右衛門

副戸長

嶋田七右衛門

同

鈴木治兵衛

埼玉県令白根多助殿

御尋問ニ付始末書

第二区埼玉郡増林村

九十六番平民医師

中林真庵

当四十年三ヶ月

同人妻 けい

当三十七年

同人雇人

戸張半次郎

当十七年三ヶ月

外六人

右奉申上候、私居宅ヨリ西之方ニ建築有之間切

蔵ヨリ出火仕候段、草加警察署以御訴申上候処、

※増林村九十六番は、増林村役場(現、増林三六五九一)のそばにあったと推定できる。又、幕末の増林村の医師として、今井宗順、中井良泰それに中林真庵の三人が挙げられる。(以上、山本氏の研究)

※西は西と同じ方角

御檢視トシテ御出張相成御檢視之節、私共被為立たちあわせられ

会、始末御尋問ニ付、左ニ奉陳述候

此段、戸張半次郎奉申上候、本月廿一日午後第八時頃

(寢臥)

寐臥罷在候所、同十時頃右間切蔵西之方ニテ

怪數物音致候ニ付、目覚不審卜存、早速起出視おぼたしむ

候処、右同所亥之方ヨリ火燃上り候ニ付、驚愕

(精々)

声立候所、隣家今井太蔵ナル者、急速ニ駈付情々

消防ニ尽力致候内、猶近辺之者共、駈集り情々

消防致具候ニ付、他家ニハ類焼等も無之候得共、

前書間切蔵三方之庇丈焼抜、半焼ニテ同十二時頃

ニ至り鎮火仕候、最人馬怪我等一切無御座候、鎮火

後、不審卜存、一同取糺候所、全ク火氣無之場所ヨリ

発火致候ニ付、怪火ニ相違無御座候、尤モ私共平常へいじよう

人恨等ヲ抱キ候覚、曾テ無御座候

一、中林真庵妻けい奉申上候、本月廿一日午後

第八時頃平常之通、寐臥罷在候所、同十時頃

雇人戸張半次郎ナルモノ間切蔵出火之趣、声

立候ニ付、驚人起出視候所、間切蔵北之方之庇へ火一円ニ

燃廻り候ニ付、猶も声立候所、隣家今井太蔵ナルモノ

(共々)

早速駈付具候ニ付、供々消防ニ尽力仕候内、近辺之者

(精々)

駈集り情々消防致具候ニ付、他家ニハ類焼等モ無

之候得共、前書間切蔵之庇丈^だケ焼抜、半焼ニテ
同十二時頃ニ至リ鎮火仕候、最モ人馬負傷等ハ

一切無御座候、鎮火之後、不審ト存候故、家族一同

取糺候所、全ク火氣無之場所ヨリ出火致候ニ付、

怪火ニ相違無御座候、尤私共平常人恨ヲ抱キ

覚、怪説^{かいせつ}トモ曾テ無御座候

※怪説・奇怪な噂

一、中林真庵奉申上候、私義^{せいき}ハ生来医業相営家

一、今井伊三郎・同新右衛門・同三喜蔵・鈴木幸次郎

中井良泰奉申上候、本月廿一日午後第十時頃、

隣家中林真庵方ヨリ出火之趣、声立候ニ付、直ニ

駆付候処、同人宅ヨリ西之方建築有之

間切蔵西・北・東ノ庇へ、最早火一円燃上リ居候ニ付、

(共々) 供々消防方尽力仕候所、同十二時頃ニ至リ鎮火

仕候、尤モ兼て火氣等ハ一切無之場所故、全ク怪

火ニ相違無御座候、右之通有体^{ありてい}申上候、

右始末御尋問ニ付、聊^{いささか}相違不申上候、以上

右

明治十一年一月廿二日

中林真庵

同人妻

けい

同人雇人

戸張半次郎

隣家

今井太蔵

同 今井伊三郎
同 今井新右衛門
同 今井三喜蔵
同 鈴木幸次郎

隣家 中井良泰
親類 渡辺伝左衛門
組合 平 逸郎右衛門
副戸長 鈴木治兵衛
同 嶋田七右衛門

埼玉県

同 九等警部内田実三代理
二等巡查湯田静彦殿

前書之通連署ニ候始末申上候所、灰取片付方被申
違、一同承知奉畏候、依之ついでせえ繼添御受書、うけしめ如件、くだんのごとし

右

第一月廿三日
親類 中林真庵
組合 渡辺新左衛門
副戸長 平 逸郎右衛門
嶋田七右衛門

※以上の古文書の解説にあたっては、越谷市郷土研究会副会長の鈴木秀俊氏の協力を得ました。

平成十三年三月 加藤幸一